

第四六回

参第九号

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律（案）

鉄道公安職員の職務に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
（運輸省設置法の一部改正）
- 2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十二号を次のように改める。
三十二 削除
第二十七条第一項第四号中「鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。
（外国人登録法の一部改正）
- 3 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「、鉄道公安職員」を削る。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）
- 4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「(鉄道公安職員を含む。)」を削る。
（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）
- 5 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「(鉄道公安職員を含む。)」を削る。
（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）
- 6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「(鉄道公安職員を含む。)」を削る。
（証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正）
- 7 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「鉄道公安職員を含むものとし、」を削る。

(経過規定)

- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

鉄道公安職員制度の運用の実情等にかんがみ、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。